

関係法令
○日本国憲法 ○教育基本法 ○学校教育法
学習指導要領 (総則編第1章総則第7款)
宮城県教育委員会 学校教育の方針と重点
「II 学校教育の重点」より抜粋
・様々な体験活動、文化活動、読書活動等を通じて、人との交流の大切さを実感させ、思いやりの心、美しいものに感動する心を培い、倫理観、規範意識等を育む。

校訓	標語
自重献身	自発能動
教育目標	
教育基本法並びに学校教育法に則り、人格の完成をめざし、社会に対する健全な批判力を養い、自主自立の精神に充ちた心身ともに健康な国家及び社会の有為な形成者を育成する。	
道徳教育の重点目標	
「自重献身」の校訓の下、自ら為すべきことがらを知り、自らを厳しく律しながら、他人を尊重し社会に貢献する生徒を育成する。	

社会の要請
・地域の本校への関心や期待は高く、教育活動に対して理解を示している。 ・自由な校風と「自重献身・自発能動」の精神にあふれる学校生活を送った多くの同窓生は各界のリーダーとして活躍中である。 ・大きな環境の変化にあっても、課題解決に向け社会に積極的に参画できるような、次代を担う人材を育成することに本校の使命と社会的役割がある。
家庭・関係機関、地域との連携
家庭、父母教師会、同窓会、専門機関（教育・警察・司法・保健・医療など）、地域社会と連携・協力して生徒の道徳性を培う活動を展開するよう努める。
異校種との連携
・中学生訪問、学校説明会、学部学科説明会、公開授業

学年の重点目標		
<1 学年>	<2 学年>	<3 学年>
①基礎学力の定着に向け、意欲を持って学習する姿勢を涵養する。 ②具体的な進路研究によって進路意識を高め、適切な目標設定を図る。 ③部活動・学校行事への積極的参加意欲を喚起する。 ④自発能動の精神と健全な批判精神を発揮する場を提供する。 ⑤常に周囲に心を配り、社会における自己の役割を自覚することのできる姿勢を育てる。	①基礎学力の充実を図り、地道な学習努力を継続する姿勢を定着させる。 ②設定した目標に向かって、何をすべきか考え、具体的な実践を促す。 ③中堅学年として部活動や学校行事において、企画運営に積極的に関与するよう促す。 ④自発能動の精神と健全な批判精神を発揮する場を提供する。 ⑤常に周囲に心を配り、社会における自己の役割を自覚することのできる姿勢を育てる。	①基礎学力を充実させ、諸活動を通して学問への探究心をさらに高めるようにする。 ②適切な目標設定を図り、その達成に向けて継続的に努力する姿勢を定着させる。 ③最高学年として部活動や学校行事に積極的に参加し、後輩の育成に関与するよう促す。 ④自発能動の精神と健全な批判精神をさらに育み、より一層の内的成長を図る。 ⑤常に周囲に配慮し、場や状況に応じた自己の役割を果たせるよう促す。

生活指導目標	
①基本的生活習慣の確立 ・教室内外における礼儀・作法の育成 ・自立的生活の確立と学習環境の美化整備 ・安易に欠席・遅刻・欠課をしない精神力と体力の育成 ・公共心を持ち、社会的役割を果たす力の育成 ②自主的行動の喚起と集団作りへの援助 ・自発能動の精神の涵養と健全な批判精神の育成 ・学校行事への積極的参加と主体的・協働的に取り組む態度の育成 ③特別活動（ホームルーム活動、生徒会活動、学校行事）及び部活動の充実 ・自分の個性に応じた力を充分に発揮できる機会の提供 ④生徒の精神的なケアへの援助 ・命を大切に、他を思いやる態度の育成 ・個別面談の実施とメンタルヘルス相談の活用 ⑤交通安全指導 ・交通事故の加害者・被害者にならない意識の育成 ・事故への的確な対応ができる生徒の育成	

各教科の指導方針及び内容			
国語	文章を読むことを通じて、多種多様な人間の考え方や生き方を知る。また、それに対する自身の考え方やとらえ方を級友と比較したり、討論をしたりすることで、多様な価値観と他を尊重する態度を育む。	保健体育	様々な種目に公正に取り組ませるなかで、他者を尊重し互いに協力し合い、自己の責任を果たす力を育てる。また、生涯を通じた健康の保持増進や安全を適切に管理し生活を営む態度を養う。
地歴	我が国の歴史及び世界各国の文化・風土を尊重しながら、異文化理解を深め、国際社会に向かって、主体的・協働的に貢献するような資質を養う。	芸術	芸術の幅広い活動を通して、ものの見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の芸術や芸術文化と豊かに関わる資質・能力を育成する。
公民	現実社会の諸課題の解決に向けて、事実を基に多面的・多角的に考察し公正に判断する力や構想したことを議論する力を養い、現代社会に生きる人間としてのあり方生き方についての自覚を深める。	外国語	外国語の学習を通じて、外国の文化に対する関心を深め、適切なコミュニケーションを図る資質・能力を育成するとともに、国際的な視野に富む人間を育てる。
数学	事象の本質や他の事象との関係を認識し統合的・発展的に考察する力、粘り強く考え数学的根拠に基づいて判断する力を高めることで、生きる力と工夫して学習する態度を養う。	家庭	人間の健全な発達について総合的に学習し、社会との関わりについて理解を深める。男女が協力して社会や家庭を築く実践力を養う。
理科	科学的な自然観を総合的に身に付けることにより、自然と人間の密接な関わりを探究し、重視する態度を養う。	情報	情報モラルの必要性や情報に対する責任について考えることを通じて、望ましい情報社会の創造に参画しようとする態度を育成する。

道徳教育の推進体制	
<学習指導委員会> ・学習指導要領に基づいた道徳教育全体計画を策定し、その内容を毎年検証していく。	
<教務部> ・生徒の個性の伸長と学力の充実を目指し、学習活動と部活動の高い次元での両立を実現させる。具体的な取組として、教育課程や時間割編成の工夫、生徒の出欠調査・意識調査等による実態の把握・分析、教員の授業改善に向けた様々な取組に対して研究授業の設定など様々な補助を行う。	
<進路指導部> ・卒業後の進路に関して、適切できめ細かな指導体制を確立し、より有効な指導計画のもとに、個々の生徒が自己実現の道を拓き得るよう支援する。(高い理想を目指す人材の育成、受験に対応した学力の育成、進路学習の充実、指導方法の蓄積)	
<生徒指導部> ・心身ともに健全な生徒の育成を目指し、一人一人がより充実した高校生活を送れるよう支援する。(生活習慣の確立と社会的マナーの育成、自主的・自発的活動の支援、健全な精神の育成、人間性豊かな生徒の育成)	
<総務部> ・配布物や学校HPおよび一斉メール等を通じて、保護者をはじめとする関係者に本校の教育活動を周知するとともに、よりよい教育活動のために生徒、保護者、関係者との協働を図る。	
<図書情報部> ・図書館の基本的機能の充実を図るとともに、生徒が読書を通して多様なものの見方に触れ、想像力を育み、豊かな人間性と柔軟な思考力を身に付けることができるよう、読書意欲を向上させる取り組みを行う。	
<保健厚生部> ・一生涯を通して必要となる心身の健康について、自ら考え適切な行動ができる態度を養う。また、学校内外で広い視野を持ち、周囲のために行動ができる心を育成する。(校内外の環境美化と整備、担任・学年・カウンセラー等との連携、特別な支援を必要とする生徒の援助)	
<SSH 研究部> ・多角的、複合的に事象を捉え、自然や社会などに関する課題を設定して探究し、課題を解決する力を養うとともに創造的な力を高め、道徳的判断力を育成する。	

特色ある教育活動や体験的活動との関連	
学術研究	特別活動
・研究倫理について理解させる。先人たちの研究成果を尊重するとともに、自らの探究も独善に陥らず信頼されるものにするのが重要となる。また、生物を対象とする探究では配慮すべき生命倫理があること、さらに、人を対象とする研究では人権等への配慮が求められることも理解させる。	・発起人による各種活動の支援 ・生徒会活動および各種委員会活動の支援 ・生徒による建設的な自主的活動の支援 ・生徒による自治的な実践活動の支援